

令和3年度 公文書開示（6月決定分）

月 整理 番号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	存 在 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R3.4.7	R3.6.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>25環改化土第602号 土地利用の履歴等調査届出書</li> <li>26環改化土第172号 土壤汚染状況調査報告書（その1）</li> <li>26環改化土第275号 土壤汚染状況調査報告書（その2）</li> <li>26環改化土第431号 汚染拡散防止計画書提出書</li> <li>28環改化土第116号 汚染拡散防止措置完了届出書</li> <li>25環改化四第206号 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書</li> <li>26環改化四第39号 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書</li> <li>26環改化自第15号 指定の申請書</li> <li>26環改化形第151号 形質変更時届出区域内における土地の形質の変更届出書</li> <li>26環改化搬第150号 汚染土壌の区域外搬出届出書</li> <li>28環改化完第19号 措置完了報告書</li> <li>29環改化土第649号 土地利用の履歴等調査届出書</li> <li>30環改化土第481号 土壤汚染状況調査報告書</li> <li>31環改化土第425号 土地利用の履歴等調査届出書</li> <li>31環改化四第258号 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書</li> <li>2環改化土第75号 土地利用の履歴等調査届出書</li> <li>2環改化四第33号 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（その1）</li> <li>2環改化土第182号 土地利用の履歴等調査届出書</li> <li>2環改化四第79号 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書</li> </ul>	939	1													<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の担当者名、メールアドレス、電話番号、印影、写真中の顔、ナンバープレート、技術管理者証の交付番号等は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当</li> <li>事業者及び環境計量士の印影は、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。</li> </ul>	環境局 環境改善部 化学物質対策課
2	R3.4.8	R3.6.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 東京都行政財産使用許可申請書（平成30年11月2日）</li> <li>1-2 東京都行政財産使用許可書（平成31年1月29日付30環自線第939号）</li> <li>2-1 東京都行政財産使用許可申請書（令和2年2月7日）</li> <li>2-2 東京都行政財産使用許可書（令和2年2月20日付31環自線第992号）</li> <li>3-1 東京都行政財産使用許可申請書（平成31年2月18日）</li> <li>3-2 東京都行政財産使用許可書（平成31年3月12日付30環自線第1085号）</li> <li>4-1 東京都行政財産使用許可申請書（令和3年2月18日）</li> <li>4-4 東京都行政財産使用許可書（令和3年3月1日付2環自線第999号）</li> </ul>	78	1												<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の印影：公にすることにより偽造等がなされ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第4号に該当</li> <li>事業者の担当者氏名：個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため条例第7条第2号に該当</li> <li>事業者の電話番号：公にすることにより、事業に無関係な問い合わせが寄せられ業務に支障が生じ、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例7号3号に該当する。</li> <li>無線基地局の設置場所を特定できる情報（使用財産の詳細な住所や、施設名称、住所を図示した案内図等。他の情報と照合することにより設置場所を特定できる情報を含む）：これらの情報は、携帯電話基地局をどのように配置すれば効果的・効率的に電波状況を改善できるかといった、事業者の技術的ノウハウや営業戦略に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例第7条第3号に該当する。また、これらの情報は、公にすることにより無線設備への危害活動が容易になるおそれがあるため条例第7条第4号にも該当する。</li> <li>無線機器の性能や無線機器の設置方法等の技術的情報：これらの情報は、基地局設計のノウハウに関する情報であり、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例第7条第3号に該当する。また、これらの情報は、公にすることにより無線設備への危害活動が容易になるおそれがあるため条例第7条第4号にも該当する。</li> <li>申請事業者の取引先情報：申請事業者の取引先情報は、事業者の内部管理に属する情報であり、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例第7条第3号に該当する。</li> </ul>	環境局 自然環境部 線環境課	
3	R3.4.8	R3.6.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園施設占有許可申請書（令和2年11月18日）</li> <li>自然公園施設占有許可書（令和2年12月8日付2環多自第951号）</li> <li>令和3年6月8日付3環資廃第151号</li> </ul>	18	1												<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の印影：公にすることにより偽造等がなされ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第4号に該当</li> <li>事業者の担当者氏名：個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため条例第7条第2号に該当</li> <li>事業者の電話番号：公にすることにより、事業に無関係な問い合わせが寄せられ業務に支障が生じ、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例7号3号に該当する。</li> <li>無線基地局の設置場所を特定できる情報（使用財産の詳細な住所や、施設名称、住所を図示した案内図等。他の情報と照合することにより設置場所を特定できる情報を含む）：これらの情報は、携帯電話基地局をどのように配置すれば効果的・効率的に電波状況を改善できるかといった、事業者の技術的ノウハウや営業戦略に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例第7条第3号に該当する。また、これらの情報は、公にすることにより無線設備への危害活動が容易になるおそれがあるため条例第7条第4号にも該当する。</li> <li>無線機器の性能や無線機器の設置方法等の技術的情報：これらの情報は、基地局設計のノウハウに関する情報であり、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例第7条第3号に該当する。また、これらの情報は、公にすることにより無線設備への危害活動が容易になるおそれがあるため条例第7条第4号にも該当する。</li> </ul>	環境局 多摩環境事務所 自然環境課	
4	R3.4.8	R3.6.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都行政財産使用許可申請書（令和2年1月20日）</li> <li>東京都行政財産使用許可書（令和2年2月26日付31環資廃第1061号）</li> </ul>	7	1												<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の印影：公にすることにより偽造等がなされ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第4号に該当</li> <li>事業者の担当者氏名：個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため条例第7条第2号に該当</li> <li>事業者の電話番号：公にすることにより、事業に無関係な問い合わせが寄せられ業務に支障が生じ、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例7号3号に該当する。</li> <li>無線基地局の設置場所を特定できる情報（使用財産の詳細な住所や、施設名称、住所を図示した案内図等。他の情報と照合することにより設置場所を特定できる情報を含む）：これらの情報は、携帯電話基地局をどのように配置すれば効果的・効率的に電波状況を改善できるかといった、事業者の技術的ノウハウや営業戦略に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例第7条第3号に該当する。また、これらの情報は、公にすることにより無線設備への危害活動が容易になるおそれがあるため条例第7条第4号にも該当する。</li> <li>無線機器の性能や無線機器の設置方法等の技術的情報：これらの情報は、基地局設計のノウハウに関する情報であり、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例第7条第3号に該当する。また、これらの情報は、公にすることにより無線設備への危害活動が容易になるおそれがあるため条例第7条第4号にも該当する。</li> <li>申請事業者の取引先情報：申請事業者の取引先情報は、事業者の内部管理に属する情報であり、公にすることにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため条例第7条第3号に該当する。</li> </ul>	環境局 資源循環推進部 廃棄物理立管理事務所	
5	R3.6.9	R3.6.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年8月31日付6環多指工第1-7号 工場設置認可書の施行文案</li> <li>平成6年10月25日付6環多指工第VII-46号 認定書の施行文案</li> </ul>	2	1												環境局 多摩環境事務所 環境改善課		